

中部シニアeスポーツ研究会会則

(名称)

第1条 本会は、中部シニアeスポーツ研究会（以下「本研究会」という）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、中部地区を中心とした企業・大学等の研究教育機関・地方公共団体等が連携し交流を深めながら、シニア向けにeスポーツやゲーム等を活用した新たな社会とのつながり方を創出する事で、孤立予防やいきがづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員向けの情報交換及び研究会の開催
- (2) シニア向けeスポーツ・ゲーム企画の共有、体験会及び大会の企画
- (3) シニア向け健康増進サービスの創出
- (4) その他本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本研究会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当会の目的に賛同して入会する法人企業
- (2) 当会の目的に賛同して入会する地方公共団体
- (3) その他

(入会)

第5条 本研究会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出、会員全員の入会承諾を受けなければならない。

(退会)

第6条 本研究会から退会する際には、退会を希望する月の2ヶ月前までに退会申込書を事務局へ提出する。

(除名)

第7条 本研究会は、会員が本研究会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、これを除名することができる。

(役員)

第8条 本研究会には、役員として、会長1名、副会長1名、幹事若干名を置くことができ、次の各号に掲げる方法にて選出・運営される。

- (1) 会長は、会員の中から互選され、本研究会を代表する。
- (2) 副会長は、会員の中から互選され、会長を補佐する。
- (3) 幹事は、会員の中から互選され、事務を行う。
- (4) 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究会総会)

第9条 本研究会は、会員の意思決定の場として研究会総会を年1回開催し、会長がその議長となる。

(1) 研究会運営報告

(2) その他、運営に関する重要事項

2 総会の議案は、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会費等)

第10条 本研究会の入会金及び会費は無料とする。

(事業年度)

第11条 本研究会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営)

第12条 本研究会に関する企画運営は、(株)コミュニティネットワークセンターが行い、研究会の会務を処理するため、同社営業本部内に本研究会の事務局を置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この会則は、2024年2月22日から施行する。